

14. 宅地内漏水の修繕費用負担基準

(目的)

第1条 この基準は、宅地内漏水の修繕範囲を定めるもので、第一止水栓から量水器までの漏水修繕の費用を局負担とし、早期修繕により有効率の向上と需要家サービスの向上を図るものである。

(用語の定義)

第2条 この基準において用いる用語を次のように定める。

- (1) 自然漏水とは、人的要因が無く腐食、土圧、振動等により、自然に発生した漏水を言う。

(基本事項)

第3条 第一止水栓以降の給水管は需要家の財産であるが、屋外設置の量水器までの自然漏水については、局の費用で修繕する。

- 2 修繕については、需要家の同意を得て掘削・修繕するものとする。又、第三者の同意を必要とする場合は、需要家において同意を得るものとする。もし、同意が得られない場合は需要家の責任に於いて修繕するものとする。
- 3 屋内に設置された量水器においては、建物等の1m手前までとする。
- 4 民地内の路面復旧、植木の移植等は需要家の負担とする。

(基準外の事項等)

第4条 この基準に定めのない事項またはこの基準により難しい事項については、管理者が別に定める。

附則

この基準は、平成11年4月1日から実施する。